

仕 様 書

工 事 名	名古屋市総合リハビリテーションセンター3階ロールスクリーン更新工事	
工 事 場 所	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地の2 名古屋市総合リハビリテーションセンター	
工 事 概 要	工事種目	建築工事
	分離発注工事	無
	別途工事	無
	支給材料	無
	工事範囲	参考数量内訳書による
	工事用仮設電気	工事発注者負担
	工事用仮設水道	工事発注者負担
	発生材処理	関係法令に従い適切に処分のこと
契 約 期 間	契約締結日～平成29年10月31日	
工 事 期 間	契約締結日～平成29年10月31日	

I 一般事項

1 総則

- (1) 契約の内容は、本仕様書の定めるところによる。
- (2) 本仕様書における甲とは社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団であり、乙とは甲と本工事にかかる工事請負契約を締結したものをいう。
- (3) 本件履行に当たっては、誠実にこれを行い、関係法令を遵守すること。
- (4) 本仕様書等に定められた内容に疑義、仕様書等によることが困難または不都合な場合が生じたときは、甲に連絡しその指示に従うものとする。

2 業務内容

名古屋市総合リハビリテーションセンターの3階に設置してある既設ロールスクリーンを撤去し、新規ロールスクリーンの納入、及び付帯する工事を行うもの。

3 適用条件

本工事にあたっては、本仕様書及び設計内訳書をはじめ、工事の施工に関する法令及び甲が定める規程並びに工事の施工方法に関する公的基準に従って施工すること。

4 監督員

監督員とは、社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団総務部総務課職員をいう。

5 施工上変更のある場合の処置

- (1) 現場の納まり、取合い等の関係で、材料の取付位置又は取付方法を変更する等の軽微な変更は、監督員と協議の上、その指示によって行う。
- (2) 現場の納まり、取合い等の関係で、本仕様書及び設計内訳書によることが著しく困難な場合は又は不都合が生ずる場合は、監督員と協議する。

6 官公署への手続き

- (1) 大気汚染防止法等関係法令上の手続き、その他必要な諸届けについては、乙の負担にて図面調書等を作成の上遅滞なく届出を行うこと。また、各届出の許可証の写一部を甲に提出すること。
- (2) 同上法的に必要な設備等は本仕様書及び設計内訳書に記載が無くても含包施工するものとする。
- (3) 工事施工に必要な官公署、その他への手続きは乙の負担にて遅滞なく行うこと。

7 提出書類

契約締結後、速やかに下記書類を提出して、監督員の承諾を受けること。

- (1) 工事着手届
- (2) 工事工程表
- (3) 施工要領書
 - ・ 要領書には、養生の方法、資材廃材の搬出入の経路、警備員の配置等の基本となるようなことを明示すること。
- (4) 積算内訳書
- (5) その他、監督員の指示するもの。

8 環境に配慮した工事の推進

環境に配慮した工事を推進するため、施工方法、使用材料について環境保全に十分配慮した施行に努めること。

9 工事事故

工事に関連して事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、工事事故報告書を提出すること。

10 瑕疵担保

本工事の瑕疵担保期間は、引き渡し後1年とし、自然摩耗や材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のないものは瑕疵より除くものとする。

II 商品仕様条件

1 仕上げ寸法

ロールスクリーンの仕上げ寸法及びサイズ別数量は別紙数量内訳書のとおりとするが、納入決定業者はロールスクリーンを施工する前に現場で実測し、当仕様書の仕様に従って施工するものとし、現場および目的にあった施工をする事。

2 生地

数量内訳書に記載の物か、同等品以上のものとし、防災認定品のみとする。

同等品申請に関しては仕様書記載の商品と同等以上の商品のみとし、性能の確認できる資料・生地見本を監督員に提出の上、承認を得た商品のみ認めるものとする。

III 工事仕様

1 ロールスクリーン取り付けレール修繕・更新工事

現状設置されているロールスクリーンの取り付けレールについて、破損等があった場合、更新、修繕工事を行なう。

IV 工事現場管理

1 作業時間

(1) 工事の時間帯は、原則 8 : 45 ~ 17 : 15 までとする。ただし、工程上やむを得なく時間外に作業する場合は、監督員の承諾を得ることとする。

(2) 監督員の休日及び勤務時間外には、立会い、検査等を要する作業を行わないように努めること。

2 施工図、原寸図、完成図、見本、色・柄等

(1) 施工図、原寸図、見本等は、必要に応じて速やかに監督員に提出し承諾を受けること。

(2) 色・柄等は、監督員の指示による。

(3) 工事完了後、速やかに完成図を提出すること。

3 公害対策

(1) 施工にあたっては、関係法令に従い公害防止に努めること。

4 解体材及び発生材処理

(1) 契約の履行によって生じた廃材等は、引き渡しを要するものを除き、乙の責任において当該敷地内から搬出し、関係法令に従い、適切に処理すること。

5 適用の除外

(1) この節で必要性の少ないものについては、監督員の承諾を得て省略することができる。

V 材料等

1 使用材料及び工法等

(1) 工事期間中は、業務に支障の無いよう監督員と十分打合せの上、工事場所周囲に仮設を施すなど配慮をすること。

(2) 使用する機器が騒音及び振動を発生させる場合、及び、材料は事前に監督員の承認を得ること。

VI 記録

監督員が連絡した事項又は監督員と協議した事項について記録した打合せ記録を監督員に提出する。ただし、簡易な工事で、監督員がその必要性がないと認めたものについては、これを省略することができる。

VII その他

その他不明な点は、監督員と調整を図ること。

特記事項

1 一般事項

- (1) 本工事は、名古屋市総合リハビリテーションセンターを営業しながら施工するため、危険防止に努め、業務及び利用者等に支障を与えぬよう十分配慮した施工計画を立てると共に、施工場所の整理整頓に努めること。

2 現場管理

- (1) 高レベルの騒音・振動・粉塵が発生する工事及び、入院患者等に危険を及ぼす可能性が高い資材・廃材の搬入出を行う日は、原則として土、日曜日及び休日とするが、工事日程上それが困難な場合は、監督員と協議を行うこと。なお、騒音等の発生しない工事及び危険性のない工事等は平日も可とする。
- (2) 作業中は職員の指示に従い、利用者の療養を妨げないよう心がけること。特に各居室においては無断の入室を厳禁とし、職員から退室指示が出た場合は室内の安全を確保した後速やかに退室すること。また、利用者の状況によって工程を変更する場合があります。
- (3) 事務所等に入室する必要がある場合は事前に監督員に申し出て指示を仰ぐこと。
- (4) 工事車両は、福祉スポーツセンター東側スロープに駐車すること。
- (5) 工事資材及び廃材については、置場を設けるものとし、周囲に仮設を施すなど、十分な配慮を施し、入院患者等へ危険を及ぼすことのないようにすること。
- (6) 資材及び廃材等の搬入出の方法、日程については、監督員に申し出、承認を受けるものとする。
- (7) 資材及び廃材等の搬入出に関し、荷揚げ降ろしにクレーンを用いるときは、特に安全に留意し、荷揚げ降ろしの計画を事前に監督員と協議すること。
- (8) 作業時間終了後は、工事資材及び廃材等を必ず所定の場所にて保管すること。

3 その他

- (1) 工事中は施設運営に支障をきたさない様にする。